

## 令和2年第2回東広島市議会定例会について

### 1 会 期

令和2年6月10日（水）から6月30日（火）まで（21日間）

### 2 一般質問

#### (1) 日 程

令和2年6月23日（火）から6月26日（金）まで

#### (2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり

### 3 議案（教育委員会関係）

#### (1) 報告事項

ア 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

イ 令和元年度東広島市繰越明許費繰越計算書について（教育委員会関係分）

#### (2) 議案

ア 教育委員会委員の任命の同意について

イ 財産の取得について

ウ 請負契約の締結について

エ 東広島市立学校設置条例の一部改正について

オ 令和2年度東広島市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）

令和2年第2回東広島市議会 教育委員会関係一般質問

質問者	質問項目	担当	答弁者
谷 晴美	1 コロナ危機から住民を守るために (1) 国の「臨時交付金」2兆円増額に伴う、市の具体的活用策について ア 就学援助、休校中の昼食代補助の実施を求めることについて	学事課	学校教育部長
	(3) 学校の「三密」状態の一刻も早い解決を求めることについて ア クラスを分割し、多人数化することが必要ではないか。 イ これまで提案してきた、指導者の大增員を求める。	学事課	教育長
景山 浩	1 市民協働のまちづくりについて (2) 持続・発展に向けた取り組みについて イ 生涯学習の一環として市民参画を促すとあるが、市内4大学の教育課程に地域活動を取り入れていただき、単位認定することで新たな活動の展開につながる施策と考えるがいかがであるか。	生涯学習課 政策企画部 生活環境部	生活環境部長
牛尾 容子	1 「スマートシティ」の形成に向けた取り組みの展開に向けて (3) 地域社会におけるデジタル化の推進について ア 高齢者のデジタルリテラシーの向上についてはスマホ教室以外にはどの様にお考えか。取り組み予定は。 イ 高齢者の安否や子育て中の親への相談、確認等をテレビ電話、ZOOM等を利用して実施することは考えておられるか。	生涯学習課 健康福祉部 こども未来部	多田副市長
田坂 武文	2 住民監査請求に基づく監査結果について (2) 棄却となった請求について ウ 補助事業者が2月に立木伐採に着手しているにもかかわらず、市教育委員会が5月に立木伐採を委託したのはなぜか。	教育総務課	学校教育部長
	エ 立木伐採について、市教育委員会は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号・第3号の規定により随意契約をしているが、このことについて伺う。	教育総務課	

## 答弁内容（令和2年第2回定例会）

■質問者 谷議員 ■担当 学校教育部  
■質問事項 1 コロナ危機から住民を守るために

（1）国の「臨時交付金」2兆円増額に伴う、市の具体的活用策について  
ア 就学援助、休校中の昼食代補助の実施を求めることについて

### ■質問要旨

新型コロナウイルスについて、市民から寄せられる相談に対し、課題が見えてきていると考える。国の財源を有効活用することで、解決できるのではないか。

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市立小中学校において、一斉臨時休校となり、家庭においては、昼食の準備といった家事や食費の負担が増大した。

特に、貧困家庭においては、休校中の昼食代の出費は家計へ非常に大きな影響を及ぼしており、学校給食費が支給される就学援助を受けていても、休校中は支給されず、非常に苦しい状況となっている。

そこで、地方創生臨時交付金を活用し、過去にさかのぼって3月からの休校中の学校給食費相当の昼食代を支給してはどうかと考えるが、市の見解を伺う。

また今後、第2波、第3波と感染が拡大し、再び一斉臨時休校となった場合、就学援助を受けている家庭に対し、昼食代を支給する考えはあるのか、市の見解を伺う。

### ●答弁

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、市立小中学校におきまして、4月16日から5月31日までの28日間を臨時休業とし、この間は学校給食を提供しておりません。6月1日の学校再開後、この臨時休業分を埋め合わせるために、今後、夏季・秋季・冬季休業日を短縮し、23日間の授業日を確保することにしました。

例年であれば、休業期間中には給食の提供はありませんが、授業日に変更した日には給食を提供する予定のため、差し引きすれば家庭における昼食代には大きな影響はないと考えます。

また、県内の他市町におきましても、ほとんどの自治体において、ほぼ同様の理由で、地方創生臨時交付金を活用した臨時休業期間中の昼食代の補助等は行っていないとのことをございます。

今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が到来すれば、臨時休業日数に応じて改めて検討していきたいと考えております。

## 答弁内容（令和2年第2回定例会）

■質問者 谷議員 ■担当 学校教育部

- 質問事項 1 コロナ危機から住民を守るために  
(3) 学校の「三密」状態の一刻も早い解決を求めることについて  
ア クラスを分割し、少人数化することが必要ではないか。  
イ これまで提案してきた、指導者の大増員を求める。

### ■質問要旨

ア 6月1日に一斉臨時休校が解除され、通常の数での授業が始まったことで、学校が「三密」の状態になっているのではないかと懸念している。北九州市では小学校においてクラスターが発生し、再び休校せざるを得ない状況となっている。小中学校でクラスターを発生させないためには、20人程度の少人数学級にすべきだと考えるが、市の見解を伺う。

イ 小中学校でのクラスター対策として、少人数学級を実施するためには、人と場所の確保が必要である。例えば、廃校となった学校の利用や指導者の増員が必要であると考え、市の見解を伺う。

### ●答弁

まず、「クラスを分割し、少人数化すること」についてでございますが、本市においては、6月1日に小中学校の一斉臨時休業を解除し、教室のこまめな換気や身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの徹底等々について、各場面で指導し、「三密」が同時に重ならないよう感染症対策を講じた上で、学習活動を再開させました。

今後、第2波の到来等により感染が拡大した際には、クラスターを発生させないように、臨時休業や分散登校、またはオンライン授業等で対応する予定ですが、分散登校ではなく常時20人程度の少人数による授業を実施することにつきましては、エアコン未整備の特別教室や体育館、さらには武道場等も活用しても、なお教室が不足することや、1人の教員が、同時に2つの教室で授業をしなければならないなど、負担が大きく、実際の運用は難しいと考えております。

次に、「指導者の大増員」についてですが、本来、1学級当たりの児童生徒数は、国や県が定める小中学校学級編制基準により、小学校第1・2学年は1学級35人、他の学年は40人と定められております。

仮に、本市において独自に1学級20人の少人数学級を全学年で実施した場合、さらに約330の教室と教員が必要となり、校舎の増築や閉校した学校の利用、教員免許取得者の市独自の採用等は、大変困難であると考えております。

一方で、学校現場を取り巻く多様な教育課題に対応するための教職員基礎定数の改善や学級編制基準の緩和は必要であると認識しており、今後も引き続き、全国都市教育長協議会等を通して、国や県に強く要望してまいります。

## 答弁内容（令和2年第2回定例会）

■質問者 景山議員 ■担当 生活環境部・政策企画部・生涯学習部

■質問事項

1 市民協働のまちづくりについて

（2）持続・発展に向けた取り組みについて

イ 生涯学習の一環として市民参画を促すとあるが、市内4大学の教育課程に地域活動を取り入れていただき、単位認定することで新たな活動の展開につながる施策と考えるがいかがであるか。

■質問要旨

生涯学習の一環として市民参画を促すとあるが、市内4大学の教育課程に地域活動を取り入れていただき、単位認定することで新たな活動の展開につながる施策と考えるがいかがであるか。

昨年度、市内の大学において議会報告会や意見交換会を実施したが、複数の学生から地域との繋がりをもちたいという意見をもらった。学園都市として市内大学に働きかけ、地域活動を大学授業の単位として設けることができれば、若い世代の地域への参画の持続が可能になると考えるが、市の見解を伺う。

●答弁

現在、本市では、学園都市づくり交流会議を通じて、地域での様々な活動や体験が可能となる機会の創出等を図っているところでございます。

また、生涯学習の分野では、近畿大学工学部における「東広島学」や、広島国際大学における「ひと・まち発見講座」を実施しているところであり、これらは、単位認定の対象となっております。

市民協働の視点では、「市民協働のまちづくり活動応援補助金」に学生団体の支援枠を設け、市内の大学に在学する学生を中心とする団体が行う、東広島市の魅力向上のきっかけとなる活動を支援しております。

今後も、学生などの若い世代が、積極的に地域への参画を促進できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

## 答弁内容（令和２年第２回定例会）

- 質問者 牛尾議員 ■担当 健康福祉部・こども未来部・生涯学習部
- 質問事項 1 「スマートシティ」の形成に向けた取組みの展開に向けて  
(3) 地域社会におけるデジタル化の推進について  
ア 高齢者のデジタルリテラシーの向上についてはスマホ教室以外にはどの様にお考えか。取組みの予定は？  
イ 高齢者の安否や子育て中の親への相談、確認等をテレビ電話、ZOOM等を利用して実施することは考えておられるか。

### ■質問要旨

ア 外出自粛時、高齢者においても、オンラインが活用できれば、顔を見合わせたコミュニケーションや体操などもでき、孤独や運動不足の解消ができたのではないかと思う。また、ネットショッピングができれば買い物の負担も減らすことができる。さらに、全国的には認知症カフェをオンラインで実施しているところもあり、高齢者こそデジタル化やオンラインの恩恵が一番大きいのではないかと考える。高齢者のデジタルリテラシーについては、つくば市で学生を活用したオンライン支援活動が着手されており、研修を行えば十分向上するものである。本市も「老いの教室」において、スマホ教室等を企画していたが、高齢者のデジタルリテラシー向上のために、他にどのような取組みを予定しているのか伺う。

また、第2波や冬に向けて、高齢者のデジタルリテラシーを高めることは必須だと思うが、市の見解を伺う。

イ 現在電話で行われている在宅高齢者の安否・状況確認や、子育て中の保護者への相談・確認等について、テレビ電話やzoom等を利用して実施することは考えているのか、市の見解を伺う。

また、スマホ等を持っていない高齢者に対しては、市が貸し出すことも必要だと考えるが、市の見解を伺う。

### ●答弁

まず、高齢者のデジタルリテラシー向上への取組みに関しましては、今後の新型コロナウイルス感染の再拡大への備えを進める中で、自宅に居ながら買い物やコミュニケーションができるツールとして様々な分野でデジタル化が推進されているところであり、高齢者にとっても有益であると認識しております。

一方、昨年度に実施した日常生活圏域におけるニーズ調査の結果を見ますと、高齢者のうち携帯電話の所有は8割を超えておりますが、インターネットやSNSの利用はそのうち3割程度と低く、スマートフォンのアプリ等に対応されている高齢者は4人に1人程度といった状況でございます。

こうした中で、本市といたしましては、引き続き高齢者の皆様にパソコンやスマートフォンに親しんでいただく機会を提供することを計画しており、今年度も市内14地域センターなど延べ279回の講座の開催を計画しております。

今後は、こうした講座が高齢者のデジタルリテラシー向上にどの程度寄与するか、また、高齢者の状況に応じた効果的な取組みはどのようなものであるかといった視点から、進むべき方向性について検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の安否や子育て中の保護者への相談、確認等をテレビ電話、ズーム等を利用して実施することについてでございますが、比較的デジタル化になじみやすい子育て中の保護者に対しては、既に6月初旬から10の日常生活圏域に設置した地域すくすくサポート等において、ズームによる子育て相談やマタニティ教室等を開始したところであり、加えて今月末には、より身近な地域子育て支援センターでも、オンライン相談ができる環境が整う予定でございます。

また、情報通信機器を活用した高齢者の安否確認につきましては、家族や地域社会で適切に高齢者を見守ることを基本としつつ、高齢者の情報通信機器の利用実態を踏まえて、ご提案いただきましたスマートフォンをお持ちでない高齢者への機器の貸出しなども含め、より有効な手法を検討してまいります。

## 答弁内容（令和2年第2回定例会）

■質問者 田坂議員 ■担当 学校教育部  
■質問事項 2 住民監査請求に基づく監査結果について

### （2）棄却となった請求について

ウ 補助事業者が2月に立木伐採に着手しているにもかかわらず、市教育委員会が5月に立木伐採を委託したのはなぜか。

エ 立木伐採について、市教育委員会は地方自治法施行令第167条の2第1項、第1号・第3号の規定により随意契約をしているが、このことについて伺う。

### ■質問要旨

ウ 補助事業者が2月・3月に大木の伐採を行い、残りの部分についても補助事業者が伐採を行うようになっているのに、市教育委員会が5月に立木の剪定や伐採を委託した理由を伺う。

エ 平成30年度の市内小中学校の伐採剪定業務は全77件、合計金額は約1,070万円であり、全て随意契約で発注しているが、このように多くの業務に分離して発注する必要があるのか。お互いの事務の軽減や学校間の管理レベルの統一、予算執行管理の軽減等を考慮すると、1契約にまとめるべきであり、長期的な契約が望ましいと考えるが、見解を伺う。

また、第1号の規定による契約については、シルバー人材センターでは対応できない業務のみを実施していると思うが、そうでないならば、第1号と第3号の使い分けについて伺う。

市内小中学校の剪定・伐採業務については、小規模な業務が多く、金額的にも高額ではないため、シルバー人材センターへの特定目的随意契約による委託を原則として実施し、シルバー人材センターでは対応できない業務を一つにまとめるか、地域により二つに分割するかして、造園工事による一般競争入札で発注するよう改善してはどうか、見解を伺う。

### ●答弁

まず、教育委員会が委託した立木伐採についてでございますが、委託した範囲は原小学校西側の市道河内田1号線から、原小学校の通称「上グラウンド」へ至る進入路沿道の法面上部一体の範囲でございます。

補助事業者が2月に立木伐採された付近も含めて、法面上部から樹木やその枝葉が道路上に伸びていたことから、運動会の開催時期も考慮して、5月に伐採を委託したものでございます。

次に、立木伐採の発注形態についてでございますが、立木伐採は、学校における環境整備の1つとして位置付けており、立木伐採のほか、ペンキ塗り、ワックスがけ、花壇や畑の柵作成など、その用務の種類は学校ごとに多岐にわたっております。

現在、各学校に一定額を予算配当し、比較的小規模で軽易な業務は、学校長の裁量において優先順位を付け、限られた予算の範囲内でシルバー人材センターへ依頼し、それ以外の業務については、教育総務課にて発注しているところでございます。

発注する業務の契約方法につきましては、学校ごとにその環境や優先される要望も違うことから、直面する課題等に柔軟に対応できるよう、年度ごとに、個別に随意契約するという現在の方法を選択しているところでございます。

次に、第1号と第3号の規定の使い分けについてでございますが、小規模で軽易な業務、かつ、東広島市シルバー人材センターで業務が可能なものは第3号にて、それ以外の業務で少額の場合は第1号にて契約をしております。

いずれにいたしましても、学校施設内の剪定・伐採業務につきましては、シルバー人材センターへの特定目的随意契約による委託を原則としつつ、それ以外の業務につきましては市内業者、地域業者の受注機会の確保にも努めながら、議員からご提案いただきました方法も含め、引き続き、学校の実情に即した効果的な契約方法等について検討して参りたいと考えております。